

第15章 支援制度

1 中小企業及び小規模企業振興条例に基づく補助制度

令和7年4月1日施行

(1) 安全安心施設設置等事業補助金

来街者の安全安心を支える公共性の高い施設を設置又は維持管理する場合、その費用の一部を補助します。

A：設置する場合

B：維持管理する場合

補助対象者	補助対象事業	補助対象経費	補助金額	補助限度額
A (1) 商店街振興組合 (2) 事業協同組合 (3) 任意商店会 (4) まちづくり会社	(1) 街路灯（1基以上） (2) 駐車場（普通乗用車10台以上収容可能なもの） (3) イベント広場（ポケットパーク及びストリートファニチャーを含む。） (4) 駐輪場 (5) 放送設備 (6) 防犯カメラ (7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、商店街等の利便、活性化に寄与するものと市長が認めるもの	施設の建設又は設置に要した設計費、工事管理費及び工事費	(1) 中心市街地活性化基本計画に基づき実施する事業 3分の2以内 (2) (1)以外の事業 3分の1以内	(1) 街路灯1基当たり全部建替えの場合 30万円、一部付替えの場合 20万円 (2) 1,000万円 (3) 500万円 (4) 200万円 (5) 100万円 (6) 50万円 (7) 市長が認める額
B (1) 商店街振興組合 (2) 事業協同組合 (3) 任意商店会 (4) まちづくり会社	(1) 街路灯（1基以上） (2) 防犯カメラ (3) 放送設備	維持管理に要する費用 (1) 電気料、修繕費 (2) 電気料、修繕費 (3) 修繕費	3分の1以内	(1) 実績補助 (2) 実績補助 (3) 10万円

(2) 事業協同組合共同施設設置事業補助金

事業協同組合等が共同事業を行うため施設を設置する場合、費用の一部を補助します。

補助対象者	補助対象事業	補助対象経費	補助金額	補助限度額
(1) 事業協同組合 (2) 協同組合連合会	高度化事業計画に基づき設置する生産・加工・販売・購買・保管・運送・検査・その他組合員の事業に関する共同施設	施設の設置に要した設計費、工事管理費及び工事費	5分の1以内	2,000万円

(3) イベント事業補助金

商店街等や中小・小規模企業者などがイベント等を行う場合、費用の一部を補助します。

A：業界全般に有益な効果を及ぼす展示会・見本市等

B：地域に定着し住民に親しまれるなど、継続のための支援が必要なイベント

C：売上向上を図るため、一般市民の参加を求めて行うイベント

D：地元の産品を活用し、一般市民の参加を求めて行う販売促進イベント

補助対象者	補助対象事業	補助対象経費	補助金額	補助限度額	
A	(1) 事業協同組合 (2) 協同組合連合会 (3) 企業組合 (4) 協業組合 (5) 酒造組合 (6) 酒販組合 (7) 生活衛生同業組合	次の(1)~(3)を全て満たすイベント (1) 広く一般市民を対象として行うもの (2) 商工業の伸展に寄与することを目的とするもの (3) 業界全体に有益な効果を及ぼすものと市長が認める展示会、見本市又はこれらに類するもの	(1) 会場設営費（会場借上料を含む。） (2) 宣伝広告費 (3) 謝礼金（旅費を含む。） (4) 警備委託費 (5) 企画・運営に係る委託費	2分の1以内 ※ 補助対象経費が50万円未満の場合は補助対象外	100万円
B	(1) 商店街振興組合 (2) 任意商店会	地域に定着し住民に親しまれるなど、継続のための支援が必要と市長が認めるイベント	(6) Web サービス等利用料	2分の1以内	30万円
C	(1) 事業協同組合 (2) 協同組合連合会 (3) 企業組合 (4) 協業組合 (5) 酒造組合 (6) 酒販組合 (7) 生活衛生同業組合 (8) 商店街連合会 (9) 商店街振興組合 (10) 任意商店会	売上向上を図るため、広く一般市民の参加を求めて行うイベント		3分の1以内	30万円
D	中小・小規模企業者（3者以上で構成されている団体のうち、少なくとも1者以上が市内に事業所を有する団体に限る。）	地元の産品を活用し、広く一般市民の参加を求めて行う販売促進イベント		3分の1以内	30万円

(4) 人材育成事業補助金

商店街等や中小・小規模企業者などが研修事業を主催する場合や、他の団体等が主催する研修事業等に参加する場合、費用の一部を補助します。

A：商店街等が研修事業を主催、他の団体等が主催する研修事業に参加する事業

B：中小・小規模企業者が研修事業を主催、他の団体等が主催する研修事業に参加する事業

C：商店街等が主催する先進地への視察研修事業

補助対象者		補助対象事業	補助対象経費	補助金額	補助限度額
A	(1) 事業協同組合 (2) 協同組合連合会 (3) 企業組合 (4) 協業組合 (5) 酒造組合 (6) 酒販組合 (7) 生活衛生同業組合 (8) 商店街振興組合 (9) 任意商店会 (10) まちづくり会社	(1) 外部から講師等を招き研修事業を主催する事業	(1) 参加に要する旅費 (2) 参加負担金 (3) 資料代 (4) 会場借上料 (5) 講師謝礼金(旅費を含む。)	2分の1以内	(1) 20万円 (2) 10万円
		(2) 他の団体等の主催する研修事業に参加する事業			
B	中小・小規模企業者	(1) 外部から講師等を招き研修事業を主催する事業 (2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構、中小企業大学校、県等の主催する研修事業に参加する事業		2分の1以内	10万円
C	(1) 事業協同組合 (2) 協同組合連合会 (3) 企業組合 (4) 協業組合 (5) 酒造組合 (6) 酒販組合 (7) 生活衛生同業組合 (8) 商店街振興組合 (9) 任意商店会 (10) まちづくり会社	自ら選定した先進地への視察研修事業(国内に限る。)	(1) 交通費 (2) 視察料 (3) 資料代 (4) 講師謝礼金(旅費を含む。)	2分の1以内	20万円

(5) まちなか出店応援補助金

中心市街地の遊休不動産や空き家を活用し、自ら事業を行うために出店する場合、費用の一部を補助します。

補助対象者	補助対象事業	補助対象経費	補助金額	補助限度額
<p>創業、第二創業、再出店、移転、多店舗展開等を予定する個人又は法人、団体等（組織の法的形態は問わない。）</p>	<p>中心市街地の遊休不動産（店舗、ビル、倉庫、土地など、企業活動に使用されていない不動産）や空き家を活用し、自らが事業を行うために出店する事業</p>	<p>開業に要する費用</p> <p>(1) 店舗部分の施設整備に要する工事費（内外装工事、給排水設備工事、冷暖房・空調設備工事、電気・照明工事、ガス設備工事、建具工事、消防設備工事（消防申請費を含む。）、情報設備工事、看板設置工事、現場（工事）管理費、設計監理費（デザイン料を含む。）、資材購入費（事業者自らが施工又は事業者が資材を購入し、内外装工事業者が施工するもの）、その他官公庁届出費等）</p> <p>(2) 店舗ブランディングに要する費用（ロゴデザイン、ホームページ、動画、写真、宣伝広告等の作成及び媒体掲載等に係る委託費、Web広告料等）</p>	<p>2分の1以内（ただし、チャレンジ企業応援補助金との重複は不可）</p>	<p>(1) 商店街等に出店する場合 250万円</p> <p>(2) (1)以外に出店する場合 150万円</p>

(6) チャレンジ企業応援補助金

地域資源を活かした新商品や、地域特性・地域課題を捉えた新サービスや新技術など、新たな事業へチャレンジする企業や個人を支援するための補助制度です。

補助対象者	補助対象事業	補助対象経費	補助金額	補助限度額
(1) 市内で同一事業を引き続き1年以上営んでいる中小企業者 (2) (1)の中小企業者が2分の1以上を占め、代表となっている団体（交付に関する手続等は、代表の中小企業者が行うものとする。） (3) 市内で創業して1年以内又は今後1年以内に創業する予定である個人又は法人	市長が認定した会津若松市チャレンジ事業	(1) 機械装置に係る経費 (2) 試験依頼に係る経費 (3) 原材料費 (4) 調査・分析に係る委託費 (5) その他市長が必要と認めた経費	3分の2以内 （ただし、まちなか出店応援補助金との重複は不可）	(1)及び(2) 100万円 (3) 50万円

(7) 中小企業及び小規模企業振興条例に基づく補助実績（直近3年分）

（単位：千円）

補助金名	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1 安全安心施設設置等事業補助金	—	—	—	—	19	1,649
(1) 施設設置事業	5	269	2	99	1	51
(2) 施設維持管理事業	22	1,862	19	1,197	18	1,598
2 事業協同組合共同施設設置事業補助金						
3 イベント事業補助金	4	766	6	929	13	1,858
4 人材育成事業補助金	4	513	3	535	2	342
5 商店街空き店舗対策事業補助金	28	11,703	29	12,883	26	11,113
(1) 商店街が空き店舗対策を行うため自ら選定した事業者を誘致する場合の空き店舗等の賃借料への補助	28	11,703	29	12,957	26	11,113
(2) 商店街が空き店舗をコミュニティスペースとして整備する場合の改装費への補助						
6 チャレンジ企業応援補助金	1	66	1	1,000	3	1,244
7 組織化奨励金						
8 まちなか出店応援補助金	—	—	—	—	3	7,500
合 計	64	15,179	60	16,643	66	23,706

※令和6年度より、社会課題・地域課題解決事業補助金を廃止。
 商店街施設設置事業補助金、商店街施設維持管理事業補助金を安全安心施設設置等事業補助金へ統合。
 まちなか出店応援補助金を追加。

2 会津漆器産業に対する支援制度

長い歴史と伝統に生まれ、本市を代表する地場産業である会津漆器産業の技術後継者の育成と販路拡大を図ることを目的に、様々な支援を行っています。

(1) 会津漆器技術後継者訓練校運営補助金

会津漆器技術後継者訓練校の運営費の一部を補助します。

〈会津漆器技術後継者訓練校の内容〉

実施団体	会津漆器協同組合
カリキュラム	塗りと蒔絵の技術習得にかかること。2年間で約2,800時間を受講。
授業日	月～木（週4日）

(2) 会津漆器技術後継者訓練奨励金制度

自社の従業員を、会津漆器技術後継者訓練校へ通わせている事業主に対して、訓練期間において奨励金を交付します。

- ・金額：訓練生1人につき基本月額80,000円
- ・補助対象者：訓練生を雇用する事業主

(3) 会津漆器技術後継者の育成、自立及び産地定着支援事業補助金

会津漆器協同組合が、会津漆器技術後継者の育成、自立及び産地定着のために行う事業に対し、その費用の一部を補助します。

	事業内容	補助率
育成支援事業	会津漆器技術後継者訓練校を修了した技術後継者等で就業先のない者のうち、塗りと蒔絵、木地の職人を目指す者を対象として、一定期間、実際の製造過程で通用する技術や技能の修得を図るため、熟練した職人による技術指導を行う。	2分の1
自立支援事業	会津漆器技術後継者訓練校を修了した技術後継者等が、自立のために行う、新商品の研究開発事業、販路開拓事業。	3分の2
産地定着支援事業	会津漆器技術後継者訓練校を修了した技術後継者のうち、下記のいずれの要件も満たす者に対して、作業場確保にかかる家賃負担の軽減を図ることで、産地定着を支援する事業。 ① 会津漆器技術後継者訓練校を修了後3年以内、かつ漆器製造にかかる職人としての自立を目指す者 ② 会津若松市内で作業場の用に供する物件に対して家賃負担を要する者	補助対象物件の月額家賃の3分の2以内の額または月額10,000円のいずれか少ない額

(4) 会津漆器産業従事者支援補助金（令和6年度から）

会津漆器産業従事者及び会津漆器協同組合が行う商品開発、需要開拓、情報発信など会津漆器の振興に資すると認められる取組を行う場合、その経費の一部を補助します。

対象者	会津漆器産業従事者（1者のみ）	会津漆器産業従事者のグループ（2者以上）	会津漆器協同組合
要件	会津漆器産業従事者に該当するものであること	構成員に会津漆器産業従事者に該当する者を含むこと	
補助率 上限額	補助対象経費の2分の1以内の額 上限額：10万円	補助対象経費の2分の1以内の額 上限額：25万円	補助対象経費の2分の1以内の額 上限額：50万円

※会津漆器産業従事者の定義

- ・会津漆器の製造または販売を主たる事業として営んでおり、補助事業完了後も漆器産業に従事する意思を有する者。
- ・市内に主たる事業所や作業場等を有し、市に対して市税の納税義務を有する法人及び個人。

(5) 会津漆器使用拡大支援補助金

市内外の旅館、ホテル、飲食店等が業務用として会津漆器を購入する場合、その経費の一部を補助します。

補 助 率	補助限度額	対象団体
購入費の3分の1以内	50万円	市内外の旅館、ホテル、飲食店等のほか、店舗や事業所等、不特定多数の方々が利用する施設

3 新規創業者支援について

本市では創業支援等事業計画の認定を受け、関係機関と連携を図りながら、地域経済を支える新規創業者の育成とその機運活性化のため、支援を行っています。

●支援内容

市内金融機関や、NPO法人と連携し、創業を希望する方の相談体制を構築するとともに、各団体で実施されている創業に向けたセミナーや相談会等への誘導などを行なっています。

【支援体制イメージ】

